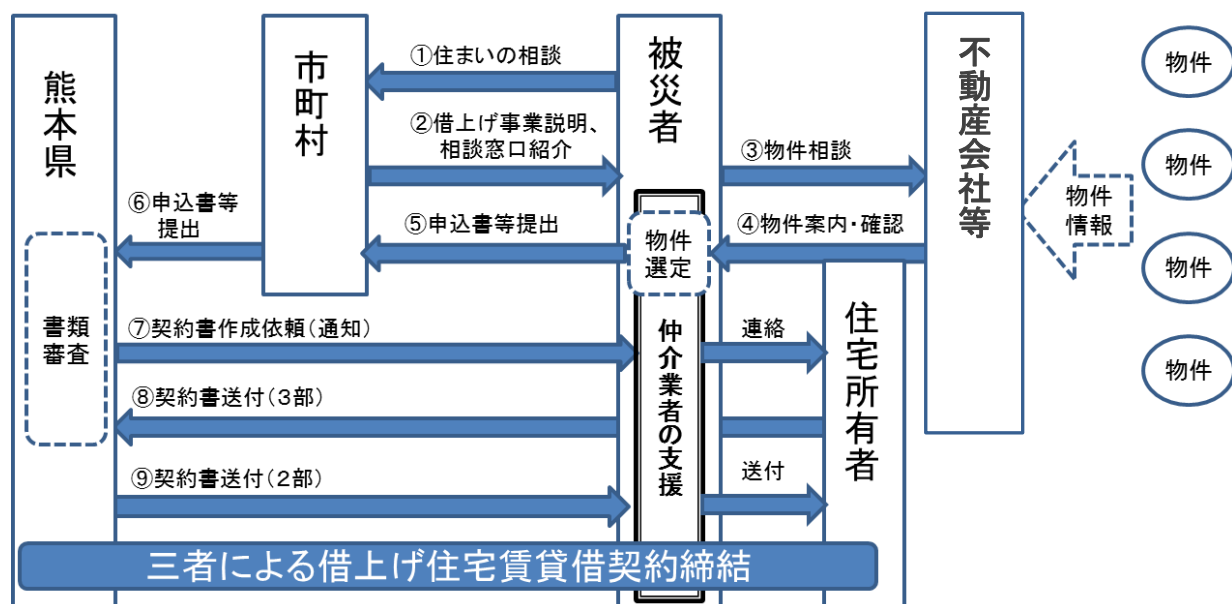


平成28年熊本地震によってお住まいに被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

熊本県では、県内市町村（熊本市を除く）にお住まいで、今回の地震により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま（※）に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施しています。

※ 2頁の「1 入居者の要件」の(2)のいずれかに該当する方が対象になります。

民間賃貸住宅借上げ事業の流れ



【手続き】

- ①～② 被災時にお住まいの市町村に設置されます相談窓口にて、関係書類を受け取ってください。
- ③～④ 不動産会社等に御相談の上、物件を選定してください（熊本県が実施する民間賃貸住宅借上げ事業に伴う物件選定であることを不動産会社等にお伝えください）。
※ 不動産団体相談窓口については、平成29年3月31日をもって終了。
- ⑤ 物件を選定後、申込書等（3頁参照）を作成いただき、被災時にお住いの市町村宛てご提出ください。
- ⑦ 申込書等の審査で適当と認められた場合は、県から契約書作成依頼（通知）を仲介業者様（又はご本人様）に行います。
- ⑧ 仲介業者様等のご協力のもと、契約書等（3頁参照）を作成いただき、県担当（3頁参照）に提出してください。

次頁に続く

民間賃貸住宅借上げ事業の概要

1 入居者の要件（いずれにも該当）

- (1) 平成28年熊本地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成28年4月14日）において、熊本県（熊本市を除く）に住所を有する方
- (2) 次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 当該災害による住居の全壊又は大規模半壊により居住する住宅がない方
 - ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、**長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方**
※ 対象となるか、被災された市町村に御確認の上、申込みをお願いします。
(市町村で確認書を作成し、申込書に添付します)。
 - ③ 「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、**自らの住居に居住できない方**
※ 修理等により、一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません。
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

2 借上げ住宅の条件（いずれにも該当）

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- (3) 家賃が、1箇月当たり原則6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円以下）であること。ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではない（御相談に応じます）。

3 費用負担

- (1) 県の負担 ※ 申込書には下記の限度額の範囲内で記入してください。
 - ア. 家賃（上記2の(3)のとおり）
 - イ. 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
 - ウ. 仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
 - エ. 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
※ 物件の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です（退去時の精算は不要）。
 - オ. 火災保険等損害保険料
※ 県（借主）が保険に加入します。
 - カ. 入居時修繕負担金（1戸当たり57万6千円を限度）
※ 当該災害により損害を受けた住宅の補修に係る費用として、当該災害時以降、空き住宅を補修の上、被災者を入居させる場合を対象として、負担するものです。
(制度の概要（対象要件・手続き等）については、熊本県ホームページを御参照ください)
- (2) 入居者の負担
 - ア. 光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
 - イ. 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記3の(1)のエで賄えなかった場合の不足額

4 入居期間

入居時から2年間

次頁に続く

5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

平成28年4月14日の発災以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記1の「入居者の要件」、上記2の「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業の対象となります（但し、保険については、遡及できませんので御了承願います）。

6 提出いただく書類

【申込時】

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 暴力団員の照会等に係る「同意書」（様式第4号）
- ④ 応急仮設住宅としての使用に係る「同意書」（様式第5号） → ※ 貸主が記入
- ⑤ 住民票
- ⑥ り災証明書
→ ※上記1「入居者の要件」の(2)の①又は③に該当する場合に提出
- ⑦ 委任状（様式第6号）
→ ※必要な場合に提出（貸主が不動産業者等に管理を委託する場合等）
- ⑧ チェックリスト
→ ※提出書類に不備がないかチェックしてください。
- ⑨ 上記5に該当する方は、個人で契約した契約書の写し

【県からの契約書作成依頼（通知）後】

- ① 契約書（3部。様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ② 支払先申出書（様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ③ 重要事項説明書（1部）
→ ※ 仲介業者様を介す場合は提出が必要（仲介業者様が作成）
- ④ 誓約書（様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
→ ※ 上記5に該当する場合は提出が必要です。

7 申込期限

平成29年3月31日（金曜日） ※ 被災時にお住いの市町村に必着

※ 住み続けることが危険な状況にある住宅から、梅雨時期の前までには転居していただく必要がありますので、できるだけ早期に入居できる物件をお探しください。
遅くとも平成29年5月末までには入居してください

※ 弾力的な運用について

個別の事情（下記参照）により期限までに申込みができない入居希望者については、「理由書（参考様式あり）」の提出により、期限後であっても申込みを受け付けます。

理由書は、原則として平成29年3月31日までに被災時にお住いの市町村に提出してください（市町村より県に送付）。

なお、理由書を提出された方も、梅雨時期の前までには転居していただく必要がありますので、できるだけ早期に入居できる物件をお探しください。

遅くとも平成29年5月末までには入居してください

【個別の事情の例】

- ・やむを得ず入居物件を見つけることができない場合
- ・罹災証明書の罹災区分が確定していない場合 など

【提出先・お問い合わせ】 熊本県健康福祉部 健康福祉政策課 すまい対策室
民間賃貸住宅借上げ事業担当 電話：096-333-2818